

八代農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更の契機

経済事情の変動その他情勢の推移により、秩序ある土地利用の推進のため、整備計画の変更が必要であると判断したため。

2 変更理由

編入（農地として利用）

3 変更内容

農用地利用計画の変更（農用地への編入）

（1）編入する土地の所在、地番

鏡町芝口字式五番割 1079 番 1

（2）編入後の用途

農地

（3）編入の理由

農業公社と売買をするため、農用地区域への編入を行う。市としても、編入を行うことにより、周辺農用地とともに、今後も一体的な農用地の利用が見込めると考える。農振法第 10 条 3 項の基準に適合しており、できる限り早く農用地とすることで、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策の対象とすることができ、計画者の利益につながることから、令和 7 年 3 月申出ではなく、今回の見直しで編入を行う。

八代農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更の契機

経済事情の変動その他情勢の推移により、秩序ある土地利用の推進のため、整備計画の変更が必要であると判断したため。

2 変更理由

編入（農地として利用）

3 変更内容

農用地利用計画の変更（農用地への編入）

（1）編入する土地の所在、地番

鏡町下村字道下 1059 番 19

鏡町下村字道下 1059 番 20

鏡町下村字道下 1059 番 21

（2）編入後の用途

農地

（3）編入の理由

農業公社と売買をするため、農用地区域への編入を行う。市としても、編入を行うことにより、周辺農用地とともに、今後も一体的な農用地の利用が見込めると考える。農振法第 10 条 3 項の基準に適合しており、できる限り早く農用地とすることで、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策の対象とすることができ、計画者の利益につながることから、令和 7 年 3 月申出ではなく、今回の見直しで編入を行う。